

スポーツ施設の特例登録

下表の「登録の条件」に該当する場合は、表中の「特例」が受けられます。なお、特例を受けるためには通常の利用者登録申請のほかに、別途特例の申請が必要となります。特例申請書は相模原市ホームページ (<http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp>) 「施設一覧」からダウンロードできます。詳しくは各施設所管課にお問い合わせください。

No	特例の登録の区分	登録の条件	特例	施設所管課
1	八王子市公の施設の相互利用協定テニス登録	年齢が満16歳以上の者で、八王子市内に在住・在勤・在学の者	相模湖林間公園（テニスコート）がご利用いただけます。（空き申し込みのみ）	生涯学習課 相模湖教育班 042-684-3257
			名倉グラウンド（テニスコート）がご利用いただけます。（空き申し込みのみ）	生涯学習課 藤野教育班 042-687-5516
2	上野原市公の施設の相互利用協定テニス登録	年齢が満16歳以上の者で、上野原市内に在住・在勤・在学の者	名倉グラウンド（テニスコート）がご利用いただけます。（空き申し込みのみ）	生涯学習課 藤野教育班 042-687-5516
3	相模湖林間公園テニスコート回数券使用登録 ★	相模湖林間公園有料公園施設使用回数券を所有する者	相模湖林間公園の使用料納付を回数券で行うことができます。	生涯学習課 相模湖教育班 042-684-3257
4	青野原グラウンド・名倉グラウンドテニスコート社会教育団体登録 ★	スポーツ施設一般団体登録の条件に該当する団体で、社会教育活動を目的に設立された団体	青野原グラウンド（テニスコート）の使用料が免除されます。	生涯学習課 津久井教育班 042-780-1410
			名倉グラウンド（テニスコート）の使用料が減額されます。	生涯学習課 藤野教育班 042-687-5516
5	名倉グラウンド青少年テニス団体登録 ※★	スポーツ施設一般団体登録の条件に該当する団体で、指導者及び中学生以下の者で構成される団体	名倉グラウンド（テニスコート）の使用料が免除されます。	生涯学習課 藤野教育班 042-687-5516
6	津久井又野公園テニスコート高校生等登録 ※★	市内に在住し、又は在学する高校生、中学生、小学生の者及び指導者により2人以上で構成される団体（ただし、構成員の人数が10人以上の場合、もしくは構成員に中学生、又は小学生を含む場合は、満20歳以上の者を代表者としなければならない。）	津久井又野公園（テニスコート）の使用料が減額されます。	生涯学習課 津久井教育班 042-780-1410
7	藤野地区福祉団体登録 ★	市内で活動する福祉を目的として設立された団体	日連グラウンド（多目的グラウンド）、名倉グラウンド（多目的グラウンド、ゲートボール場）の使用料が免除されます。	生涯学習課 藤野教育班 042-687-5516
8	八王子市公の施設の相互利用協定団体登録	10人以上で組織され、構成員の過半数が八王子市内在住・在勤・在学者であり、代表者が満20歳以上である団体	相模湖林間公園（野球場、ゲートボール場）がご利用いただけます。（空き申し込みのみ）	生涯学習課 相模湖教育班 042-684-3257
			日連グラウンド（多目的グラウンド）、名倉グラウンド（多目的グラウンド、ゲートボール場）がご利用いただけます。（空き申し込みのみ）	生涯学習課 藤野教育班 042-687-5516
9	八王子市公の施設の相互利用協定青少年スポーツ団体登録 ※	指導者及び大学生又は満20歳未満の者により10人以上で組織され、構成員の過半数が八王子市内在住・在勤・在学者であり、代表者が満20歳以上である団体	相模湖林間公園（野球場、ゲートボール場）が利用できます。（空き申し込みのみ） また、相模湖林間公園野球場の使用料が減額されます。	生涯学習課 相模湖教育班 042-684-3257
			日連グラウンド（多目的グラウンド）、名倉グラウンド（多目的グラウンド、ゲートボール場）がご利用いただけます。（空き申し込みのみ）	生涯学習課 藤野教育班 042-687-5516
10	上野原市公の施設の相互利用協定団体登録	10人以上で組織され、構成員の過半数が上野原市内・在住・在勤・在学者であり、代表者が満20歳以上である団体	名倉グラウンド（多目的グラウンド、ゲートボール場）がご利用いただけます。（空き申し込みのみ）	生涯学習課 藤野教育班 042-687-5516
11	青少年スポーツ団体（大学生以下）登録 ※	スポーツ施設一般団体登録の条件に該当する団体で、指導者及び大学生又は満20歳未満の者で構成される団体	相模湖林間公園（野球場）の使用料が減額されます。また、その他の施設についてはスポーツ施設一般団体登録としてご利用いただけます。	生涯学習課 相模湖教育班 042-684-3257
12	青少年スポーツ団体（高校生以下）登録 ※	スポーツ施設一般団体登録の条件に該当する団体で、指導者及び高校生以下の者で構成される団体	津久井又野公園（多目的グラウンド）の使用料が減額されます。また、その他の施設についてはスポーツ施設一般団体登録としてご利用いただけます。	生涯学習課 津久井教育班 042-780-1410
			相模湖林間公園（野球場）の使用料が減額されます。また、その他の施設についてはスポーツ施設一般団体登録としてご利用いただけます。	生涯学習課 相模湖教育班 042-684-3257
13	青少年スポーツ団体（中学生以下）登録 ※	スポーツ施設一般団体登録の条件に該当する団体で、指導者及び中学生以下の者で構成される団体	津久井又野公園（多目的グラウンド）の使用料が減額されます。また、その他の施設についてはスポーツ施設一般団体登録としてご利用いただけます。	生涯学習課 津久井教育班 042-780-1410
			相模湖林間公園（野球場）の使用料が減額されます。また、その他の施設についてはスポーツ施設一般団体登録としてご利用いただけます。	生涯学習課 相模湖教育班 042-684-3257
			日連グラウンド（多目的グラウンド）、名倉グラウンド（多目的グラウンド、ゲートボール場）の使用料が免除されます。また、その他の施設についてはスポーツ施設一般団体登録としてご利用いただけます。	生涯学習課 藤野教育班 042-687-5516

※No.5,6,9,11,12,13の登録区分の有効期限は毎年3月31日までとなります。有効期限を更新する場合は2月1日より特例申請名簿をスポーツ課又は生涯学習課の各教育班へご提出ください。特例申請名簿は相模原市ホームページ (<http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp>) 「施設一覧」からダウンロードできます。

★No.3,4,5,6,7の登録区分の方がこの施設以外の施設を利用する場合、別に登録が必要です。